

デイサービスのあのお 利用料金 (1割負担)

令和4年10月1日より

(基本料金)

通所介護利用料金表 (通常規模)

サービス提供区分	サービス提供時間 6時間以上7時間未満 利用単位 (1日あたり)	サービス提供時間 6時間以上7時間未満 利用者負担額 (1日あたり)	サービス提供時間 7時間以上8時間未満 利用単位 (1日あたり)	サービス提供時間 7時間以上8時間未満 利用者負担額 (1日あたり)
要介護1	581単位	590円	655単位	665円
要介護2	686単位	696円	773単位	784円
要介護3	792単位	803円	896単位	909円
要介護4	897単位	910円	1,018単位	1,033円
要介護5	1,003単位	1,017円	1,142単位	1,158円

※利用料の算定については、沼津市が7級地である為1単位10.14円で計算します。(小数点以下切り捨て)小数点を含む数字となっておりますので、月によっては若干の差異が生ずる場合があります。

※利用者の希望又は心身の状況等により、あるサービス提供日における計画時間数を短縮する場合は、その日に係る通所介護計画を変更し、変更後のサービス提供時間数に応じた利用料となります。

※介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用については、全額自己負担となります。

(加算)

① 通所介護 加算(減算)

加算	利用単位	利用者負担額	算定回数など
入浴加算	40単位	41円	入浴介助を実施した日数
送迎減算	47単位	48円	送迎を行わない場合(片道につき)

② 処遇改善加算

処遇改善加算 I	所定単位数0.59%を乗じた単位数で算定
----------	----------------------

③ 介護職員等ベースアップ等支援加算

介護職員等 ベースアップ等 支援加算	所定単位数1.1%を乗じた単位数で算定
--------------------------	---------------------

デイサービスのあのお 利用料金 (2割負担)

令和4年10月1日より

(基本料金)

通所介護利用料金表 (通常規模)

サービス提供区分	サービス提供時間 6時間以上7時間未満 利用単位 (1日あたり)	サービス提供時間 6時間以上7時間未満 利用者負担額 (1日あたり)	サービス提供時間 7時間以上8時間未満 利用単位 (1日あたり)	サービス提供時間 7時間以上8時間未満 利用者負担額 (1日あたり)
要介護1	581単位	1,179円	655単位	1,329円
要介護2	686単位	1,392円	773単位	1,568円
要介護3	792単位	1,607円	896単位	1,817円
要介護4	897単位	1,820円	1,018単位	2,065円
要介護5	1,003単位	2,034円	1,142単位	2,316円

※利用料の算定については、沼津市が7級地である為1単位10.14円で計算します。(小数点以下切り捨て) 小数点を含む数字となっておりますので、月によっては若干の差異が生ずる場合があります。

※利用者の希望又は心身の状況等により、あるサービス提供日における計画時間数を短縮する場合は、その日に係る通所介護計画を変更し、変更後のサービス提供時間数に応じた利用料となります。

(加算)

① 通所介護 加算 (減算)

加算	利用単位	利用者負担額	算定回数など
入浴加算	40単位	82円	入浴介助を実施した日数
送迎減算	47単位	96円	送迎を行わない場合 (片道につき)

② 処遇改善加算

処遇改善加算 I	所定単位数0.59%を乗じた単位数で算定
----------	----------------------

③ 介護職員等ベースアップ等支援加算

介護職員等 ベースアップ等 支援加算	所定単位数1.1%を乗じた単位数で算定
--------------------------	---------------------

デイサービスのあのお 利用料金 (3割負担)

令和4年10月1日より

(基本料金)

通所介護利用料金表 (通常規模)

サービス提供区分	サービス提供時間 6時間以上7時間未満 利用単位 (1日あたり)	サービス提供時間 6時間以上7時間未満 利用者負担額 (1日あたり)	サービス提供時間 7時間以上8時間未満 利用単位 (1日あたり)	サービス提供時間 7時間以上8時間未満 利用者負担額 (1日あたり)
要介護1	581単位	1,768円	655単位	1,993円
要介護2	686単位	2,087円	773単位	2,352円
要介護3	792単位	2,410円	896単位	2,726円
要介護4	897単位	2,729円	1,018単位	3,097円
要介護5	1,003単位	3,052円	1,142単位	3,474円

※利用料の算定については、沼津市が7級地である為1単位10.14円で計算します。(小数点以下切り捨て)小数点を含む数字となっておりますので、月によっては若干の差異が生ずる場合があります。

※利用者の希望又は心身の状況等により、あるサービス提供日における計画時間数を短縮する場合は、その日に係る通所介護計画を変更し、変更後のサービス提供時間数に応じた利用料となります。

(加算)

① 通所介護 加算 (減算)

加算	利用単位	利用者負担額	算定回数など
入浴加算	40単位	122円	入浴介助を実施した日数
送迎減算	47単位	143円	送迎を行わない場合 (片道につき)

② 処遇改善加算

処遇改善加算 I	所定単位数0.59%を乗じた単位数で算定
----------	----------------------

③ 介護職員等ベースアップ等支援加算

介護職員等 ベースアップ等 支援加算	所定単位数1.1%を乗じた単位数で算定
--------------------------	---------------------

(3) その他の料金

料金の種類	金額			
通常の事業の実施地域を越えて行う送迎サービス	通常の事業の実施地域を越えた地点から1キロメートルごと 50円/km			
食事の提供に要する費用	昼食代 555円/回、おやつ代 102円/回			
オムツ代等		M	L	LL
	尿とりパット	20円	30円	30円
	リハビリパンツ	70円	80円	90円
	オムツ	70円	80円	
日常生活費	通所介護において提供される便宜の内、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当である認められる費用（実費）			
教養娯楽費	行事に係る相当な費用（実費）			

キャンセル料金

利用日当日の8時までに連絡をいただいた場合	無料
利用日当日の8時までに連絡がなかった場合	555円（昼食代 実費）

利用者の都合でサービスを中止する場合は、上記のキャンセル料金を頂きます。
キャンセルをされる場合は、至急事業所までご連絡ください。